

兵庫県公報

平成19年 9月25日 火曜日 第 1913 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
○国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○道路の位置指定（建築指導課）	2

教育委員会公告

○入札公告（県立姫路工業高等学校）	3
-------------------	---

選挙管理委員会告示

○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	5

告 示

兵庫県告示第 965 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成19年 9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
京都府の次の地区を追加する。
与謝野町
岡山県の次の地区を追加する。
倉敷市
- 2 認可年月日
平成19年 9月11日

兵庫県告示第 966 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年 9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成17年 6月から平成19年 3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字山南町村森・野坂の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

丹波市大字山南町村森・野坂の各一部

- (5) 認証年月日
平成19年9月10日
- 2(1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成17年6月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字市島町北岡本・上垣・上田・梶原の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字市島町北岡本・上垣・上田・梶原の各一部
- (5) 認証年月日
平成19年9月10日

兵庫県告示第967号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
淡路市岩屋1483-2 大平 政彦 淡路市岩屋510-1 東根 寿	淡路町	淡路町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成19年9月25日から同年10月9日まで
- (2) 縦覧場所 淡路町加入区 淡路市岩屋1414-1 淡路町漁業協同組合

兵庫県告示第968号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成19年9月4日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫之荘地内

兵庫県告示第969号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成19年9月25日から中播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。
平成19年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18中播位置 0001号	19. 8. 31	神崎郡福崎町福田字野添455番28	5.00	36.75

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成19年9月25日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 西井 哲

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
教育実習システム一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成20年4月1日（火）から平成25年3月31日（日）まで（5年間）
- (4) 設置場所
県立姫路工業高等学校（仕様書のとおり）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒670-0871 姫路市伊伝居600-1
兵庫県立姫路工業高等学校 担当 遠藤
電話 (079) 284-0111

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年9月25日(火)から同年10月9日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成19年10月4日(木) 午後1時30分 県立姫路工業高等学校 会議室

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成19年11月7日(水) 午後1時30分 県立姫路工業高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年11月6日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成19年9月26日(水)から同年10月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 機器内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。

エ 協議結果 平成19年10月31日(水)に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月5日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立姫路工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年11月中旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Tetsu Nishii, Principal of Himeji Technical Senior High School, Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Educational Learning System 1 set

(3) Lease period : From April 1, 2008 through March 31, 2013

(4) Lease place :

Hyogo Prefectural Himeji Technical Senior High School

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 October 9, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30 November 7, 2007 by direct delivery ;

17:00 November 6, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Endo, Himeji Technical Senior High School, Administrative Office

600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871

TEL (079) 284-0111

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成19年9月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,646

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 822,042

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を

有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成19年9月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	54,831
神戸市灘区	34,469
神戸市中央区	31,699
神戸市兵庫区	30,383
神戸市北区	60,954
神戸市長田区	28,055
神戸市須磨区	46,045
神戸市垂水区	61,078
神戸市西区	64,581
姫路市	133,488
尼崎市	126,939
明石市	78,402
西宮市	124,737
洲本市	13,862
芦屋市	25,625
伊丹市	51,970
相生市	9,042
豊岡市	24,474
加古川市	70,972
龍野市	10,905
赤穂市及び赤穂郡	18,836
西脇市	9,945
宝塚市	60,512
三木市	22,748
高砂市	25,588
川西市及び川辺郡	51,800
小野市	13,165
三田市	28,785
加西市	13,243
篠山市	12,427
養父市	7,852
丹波市	19,192
南あわじ市	14,557
朝来市	9,497
淡路市	13,950
宍粟市	11,995
加東市	10,590
多可郡	8,694
加古郡	17,796
飾磨郡	7,542
神崎郡	12,725

揖保郡	20,045
佐用郡	5,816
美方郡	10,799